

民生委員児童委員の一斉改選に向けて

～安心して暮らせる地域活動を持続し、継承発展させるために～

現在の民生委員児童委員の任期は、本年（2019年）11月30日で終了します。大津市では、次期委員の選任に向け、各学区社会福祉協議会を窓口にして区内申委員会の設置の準備が行われています。

●一斉改選にかかるスケジュール

委員の改選に向けては、各地区の学区社会福祉協議会を中心に「区内申委員会」を組織して次期委員を推薦し、各地区の推薦を取りまとめた「大津市民生委員推薦会」の議を経て「大津市社会福祉審議会」より国へ「民生委員児童委員候補者」の報告が行われ、11月半ばに厚生労働大臣よりの委嘱状が送達される手順で改選手続きが進められ、概ね次のような手順になると考えられます。

- (1) 各地区の委員選出事前協議を経て、各地区内申委員会における次期委員選出⇒**8月上旬までに。**
- (2) 大津市民生委員推薦会、次いで大津市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の議を経て国に民生委員児童委員候補者を報告⇒**9月末。**
- (3) 国からの委員決定通知⇒**11月中旬。**

●現委員の皆様に

各地域でご活躍いただいている現委員の皆様には、それぞれの地域やご家族のご事情、ご自身の年齢やご体調など、様々な困難な事柄をお抱えのことと思いますが、大津市民児協連では、基本的には皆様にご留任いただき、次期も引き続いて委員としてご活躍くださることを希望しています。

地域の高齢化が進む中での見守りや相談活動に加えて、子育て支援、生活困窮者の自立支援など、民生委員児童委員に寄せられる期待はますます多くなっています。

学区社協や自治連合会からも、次年度に向けてご意向の打診や要請があることと思いますが、心がよい合い誰もが安心して暮らせる地域を築くための活動を持続し、より確かなものにするために、現委員の皆様の蓄積されたキャリアをこれからもお貸しください。

●後継者にバトンタッチをされる場合には

皆様に留任いただきたいと申しましたが、年齢や健康問題、あるいは地域による取り決めや慣行などで、今期で退任される方もいらっしゃると思います。それぞれのご判断によることが多いでしょうが、退任される場合は内申委員会の窓口である学区社会福祉協議会や自治会役員の皆様とも十分に連携をとって、以下の事項も参考に新しい担い手を選出くださるようお願いいたします。

- ◆「民生委員って、どんな仕事をするの？」の質問には全国民生委員児童委員連合会作成の新任委員候補者向け説明パンフレット「あなたも『民生委員児童委員』になってみませんか？」を活用ください。
- ◆**勤めを持っていてもできるかどうかよく聞かれることです。**非常勤の公務員という位置づけではありますが、兼務禁止といった制限は全くありません。ただし、フルタイムの仕事についておられますと、活動が休日や勤務時間外の夜などになりますので、お仕事の内容によっては難しい事情も出てくるでしょう。（また、勤務先のご理解を得られるかどうかの問題もあります。）
- ◆**昨今の企業等の定年は、再雇用期間を含めると65歳が多くなっています。**65歳で現役を退かれた方々が、セカンドライフにおける活動の場を求めておられる事例も多くあります。地域活動を模索される方々の地域デビューの場、自己実現の場として大いに宣伝されることも、新しい担い手の発掘に繋がると考えられます。

（大津民児協連 広報部会）



児童虐待とは？



身体的虐待 (physical abuse)

児童の身体に傷害が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- 外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）骨折、頭部外傷、刺傷、煙草による火傷等。
- 外傷が生じるおそれのある暴行とは、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬に戸外に締め込め、縄などにより一室に拘束するなど。
- 外傷が生じるおそれの有無にかかわらず、生命に危険を及ぼす行為。

心理的虐待 (emotional abuse)

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものおよびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。

- ことばによる脅かし、脅迫など。
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- 子どもを傷つける事を繰り返す。
- 子どもを傷つけるような言動。
- 他の兄弟と著しく差別的な扱いをする。
- 子どもが同居する家庭におけるDV。（ドメスティック・バイオレンス）

性的虐待 (sexual abuse)

児童にわいせつな行為をすること、又は児童にわいせつな行為をさせること。

- 子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要や教唆など。
- 性器や性交を見せる。
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

ネグレクト (neglect)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置など保護者としての監護を著しく怠ること。

- 子どもの健康・安全への配慮を怠るなど例えば、家に閉じ込める（子どもの意思に反して学校等に登校させない）、重大な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなど。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に答えていない。（愛情遮断など）
- 食事、衣服、住居、などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心や怠慢など。例えば、適切な食事を与えない、下着などを長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させる。
- 子どもを遺棄する。

《子ども虐待通告先》

- ① 大津・高島子ども家庭相談センター（児童相談所）077(548)7768
- ② 大津市子ども家庭相談室 077(528)2688
- ③ 民生委員児童委員を介して、上記①②へ

※夜間や休日などは、全国共通ダイヤル **【189】**（いちはやく）

地域の見守り・虐待発見のポイント

虐待通告を受けても、児童相談所によって一時保護され、施設や里親に措置される子どもはほんのわずかです。ほとんどの子どもは、そのまま家族と一緒に地域で生活していきます。子どもたちや家族の異変にいち早く気づけるのは、地域です。また、通告後も、家族の生活を見守るのは地域です。子育てにやさしい社会は、すべての人たちにやさしい社会です。ちょっとしたことでも声をかけ、微笑みあえる、そんな社会をめざしましょう。

発見のポイント！

- ◆よく痣や傷をつけているが、説明が不自然だったり、すべて自分のせいにする。
- ◆その場しのぎの、すぐばれるような嘘をつく。
- ◆極端に乱暴だったり注意を惹きつけようとする。
- ◆保護者から年齢や発達にそぐわない要求をされている。
- ◆年齢に合わない性的な言動がある。◆表情が暗く険しいなど、気になる。
- ◆不潔だったり、季節や体に合わない服装をしている。



『しつけ』と『虐待』の違いは？

- ♥しつけは、毎日毎日、手間ひまかけて丁寧に行うもので、長い時間を必要とします。でも、それこそが親の愛の証です。
- ♥一方、虐待は、暴力や暴言で短絡的にしつけを行おうとする『愛の手抜き』です。これは子どもを傷つけるだけでなく、効果は全くありません。
- ♥根っこの気持ちは同じなのに、やり方が違う…。この違いは、子どもにとって大きな違いです。お父さんお母さんに伝えていきたいですね。



親も困っています・・・

楽しくて虐待をしている親はいません。
ただ、暴力は知らず知らずエスカレートします。
少しでも早く支援を入れることが、虐待を防ぎます。

親の状況

- 育児知識の不足
- 夫婦の不和
- 予期しない妊娠、出産
- 親自身の虐待経験
- 親の心身の体調不良など

子どもの状況

- 癇が強い
- なだめにくい
- こだわりや主張が激しい
- 病気や障害など

社会的な状況

- 経済的な不安
- 核家族化などによる孤立
- 地域社会との希薄な関係
- 離婚、再婚など複雑な家庭など

大津市の虐待の現状 <各虐待件数の推移> (単位:人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
身体的	216	242	344	368	448	474	458	505
性的	7	28	20	37	28	27	34	35
心理的	277	316	361	414	413	419	423	366
ネグレクト	414	421	555	509	472	438	423	416
合計	914	1007	1280	1328	1361	1358	1338	1322

田上地区民児協「わくわく広場」活動紹介

『わくわく広場』は親と子、地域の人々とのふれあい交流を通じて「民児協」の地域での役割の周知と、よりいっそうの活動の浸透を図ることをめざして平成22年“ミ二運動会”から始まり、年に2～3回取り組んでいます。

毎年10月には地元中学生ボランティアの心強い協力もあり、田上キャンプ場で幼児・小学生とそれぞれの遊びを大人と一緒に元気いっぱい遊びます。

そして、遊び終わるころには焼き芋ができあがりみんなで輪になってすわって、話をしたりして食べます。

“すりぬか”を燃やしての焼き芋は美味しいのですが、時間がかかります。朝早くから準備にかかり、くすぶり出した“すりぬか”の中に芋を放り込み、焼きあがるころには私たちは全身煙くさいのですが“すりぬか”での焼き芋を知らない子どもや親も多く、毎年好評です。

この3月には「子どもクッキング」を開催。22名の小学生とクリームシチュー、りんごのケーキ、雛おにぎりをつくりました。調理と片付けの同時進行でケガもなく、子どもたちがいきいきしているのが印象的でした。

『わくわく広場』がきっかけで誰もが子ども一人ひとりと知り合いとなり、地域と家庭が自然にかかわり、住みやすい田上になるよう願っています。

(田上地区民児協会長 奥田與嗣男)



個人情報のご取り扱いにご注意ください！

委員の皆様におかれましては、情報の取り扱いや管理に留意されますように、また台帳を持ち歩いたりコピーされることは絶対に避けられますよう、ご注意ください。

★編集後記★ 全民生委員児童委員の手元に配布していただいたエンディングノート「私の整理帳」、編集に携わった皆様方が考え尽くしてくださり、残された遺族が困らないような事項を網羅したノートに仕上げられています。優しさが感じられる一冊です。

各単位民児協の広報紙に目を通させていただくと皆様の地域で活動をされている様子が伝わってきます。住民の「絆」の強い地域は犯罪や防災などの課題に対処する力が強いといわれています。民生委員制度創設100周年記念大会に決定した新スローガン『支えあう 住みよい社会 地域から』、新元号も施行され、気持ちも新たに今後一層地域の「絆」を深め住みやすい地域社会づくりに尽力いたしたく思います。(青山地区 成山)